

市環 1 - 1

許認可等の内容	保護地区内における行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市自然保護及び環境保全条例第 15 条第 3 項		
担 当 課	生活環境課	処分権者	市 長
標準処理期間	7 日	設 定 日	
<p>審査基準を設定しない理由</p> <p>自然緑地保護地区、景観保護地区、動植物保護地区における制限行為について許可の申出があった場合は、個別にその行為の必要性等を審査して許可するので、審査基準は設定しない。</p>			

市環 1 - 2

許認可等の内容	使用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市墓地条例第 4 条第 1 項		
担 当 課	生活環境課	処分権者	市 長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
<p>審 査 基 準</p> <p>条例第 4 条第 1 項の許可は、墓地又は記名板を使用しようとする者が本市に住所を有している場合に決定する。ただし、墓地又は記名板を使用しようとする者が次のいずれかに該当する場合には、条例第 3 条第 1 項ただし書により相当の事由があると認め、条例第 4 条第 1 項の許可をするものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 埋葬すべき焼骨を保有していること（合葬式墓地に限る。）。 (2) 本市に本籍を有すること (3) 本市出生者で本市への転入の意向があると認められること。 <p style="text-align: right;">変更日 令和 3 年 2 月 1 6 日</p>			

市環 1 - 3

許認可等の内容	既納使用料の還付										
根拠法令及び条項	鳥取市墓地条例第5条第3項										
担 当 課	生活環境課	処分権者	市長								
標準処理期間	7日	設定日	平成8年4月1日								
審査基準											
<p>既納使用料の還付は、条例第5条第3項ただし書の規定により、特別な理由があると認められるかどうかについて審査し、決定する。具体的には、使用許可を行った年度と同一年度内に墓地を返還した場合に限ることとし、還付する額は次の基準より算出する。</p>											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用日数</th> <th>還 付 の 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30日以内</td> <td>使用料の90%以内</td> </tr> <tr> <td>180日 "</td> <td>" 60% "</td> </tr> <tr> <td>365日 "</td> <td>" 30% "</td> </tr> </tbody> </table>				使用日数	還 付 の 額	30日以内	使用料の90%以内	180日 "	" 60% "	365日 "	" 30% "
使用日数	還 付 の 額										
30日以内	使用料の90%以内										
180日 "	" 60% "										
365日 "	" 30% "										

市環 1 - 4

許認可等の内容	超過面積の使用の許可																
根拠法令及び条項	鳥取市墓地条例第6条																
担 当 課	生活環境課	処分権者	市長														
標準処理期間	7日	設定日	平成8年4月1日														
審査基準																	
<p>墓地の1世帯当たりの使用面積の上限は、次の表のとおりとする。ただし、次の場合は、この限度を超えて許可する。</p>																	
<p>1 1区画の面積が使用面積の上限を超えるとき。</p>																	
<p>2 申請者が複数の区画を一体として使用することを希望し、その合計面積が使用面積の上限を超えるとき。ただし、おおむね4区画までとし、その区画のいずれにも他者が使用の申出をしていないときに限る。また、市営墓地全体で使用可能な区画が少ないときには複数使用は認めない。</p>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>使用面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>円護寺墓地・丸山墓地・いなば墓苑・末恒墓苑・下坂本墓地</td> <td>15 m²</td> </tr> <tr> <td>第二いなば墓苑（合葬式墓地を除く。）</td> <td>5 m²</td> </tr> <tr> <td>福部墓苑</td> <td>10 m²</td> </tr> <tr> <td>寺住霊園</td> <td>18 m²</td> </tr> <tr> <td>姉泊墓地</td> <td>12 m²</td> </tr> <tr> <td>出合墓地</td> <td>13 m²</td> </tr> </tbody> </table>				名 称	使用面積	円護寺墓地・丸山墓地・いなば墓苑・末恒墓苑・下坂本墓地	15 m ²	第二いなば墓苑（合葬式墓地を除く。）	5 m ²	福部墓苑	10 m ²	寺住霊園	18 m ²	姉泊墓地	12 m ²	出合墓地	13 m ²
名 称	使用面積																
円護寺墓地・丸山墓地・いなば墓苑・末恒墓苑・下坂本墓地	15 m ²																
第二いなば墓苑（合葬式墓地を除く。）	5 m ²																
福部墓苑	10 m ²																
寺住霊園	18 m ²																
姉泊墓地	12 m ²																
出合墓地	13 m ²																
<p>変更日 平成16年11月1日 変更日 平成21年4月1日</p>																	

市環 1 - 5

許認可等の内容	墓地における工作物の設置の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市墓地条例第9条		
担 当 課	生活環境課	処分権者	市 長
標準処理期間	7日	設 定 日	平成8年4月1日
<p>審 査 基 準</p> <p>規則で定める範囲を超える工作物を設置しようとする場合は、他の使用者に支障が及ばず、かつ、墓地全体の景観を損なわないものについて許可する。</p>			

市環 1 - 6

許認可等の内容	出張理容を行う前の検査確認		
根拠法令及び条項	鳥取市理容師法施行条例第3条第2項		
担 当 課	生活環境課	処分権者	市 長
標準処理期間	7日	設 定 日	
<p>審査基準を設定しない理由</p> <p>法及び条例の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。</p> <p>○関連規定 理容師法第9条 条例第6条（法第9条第3号関係）</p>			

市環 1 - 7

許認可等の内容	確認証の再交付等		
根拠法令及び条項	鳥取市理容師法施行条例第9条		
担 当 課	生活環境課	処分権者	市 長
標準処理期間	7日	設定日	
審査基準を設定しない理由 鳥取市理容師法施行細則第8条に規定する手続により申請されているかどうかについて審査し、決定するため、審査基準は設定しない。			

市環 1 - 8

許認可等の内容	出張美容を行う前の検査確認		
根拠法令及び条項	鳥取市美容師法施行条例第3条第2項		
担 当 課	生活環境課	処分権者	市 長
標準処理期間	7日	設定日	
審査基準を設定しない理由 法令及び条例等の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。 ○関連規定 美容師法第8条、条例第6条（法第8条第3号関係）			

市環 1 - 9

許認可等の内容	確認証の再交付等		
根拠法令及び条項	鳥取市美容師法施行条例第 9 条		
担 当 課	生活環境課	処分権者	市 長
標準処理期間	7 日	設 定 日	
<p>審査基準を設定しない理由</p> <p>鳥取市美容師法施行細則第 8 条に規定する手続により申請されているかどうかについて審査し、決定するため、審査基準は設定しない。</p>			

市環 1 - 1 0

許認可等の内容	一般廃棄物処理手数料の減免		
根拠法令及び条項	鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第 31 条		
担 当 課	生活環境課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
<p>審 査 基 準</p> <p>一般廃棄物処理手数料の減免は、条例第 31 条の規定により天災その他特別の理由があると認められるかどうかについて審査し、決定する。</p> <p>ここで、「天災その他特別の理由があると認めるとき」とは、次に掲げる場合をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市の全部又は一部にわたる災害の被災者において、一般廃棄物処理手数料の支払が困難である場合 2 災害対策基本法第 105 条第 1 項により国が激甚と認めた非常災害に罹災し市内に転入した被災者で、一般廃棄物処理手数料の支払が困難である場合 3 火災により家屋及び家屋に附属する建物の全部又は一部を焼失した市民で、一般廃棄物処理手数料の支払が困難である場合 4 大規模な自然災害等によって生じた災害廃棄物を、市が指定した仮置場等に搬入する場合 5 市の行う行事や一般事務等により一時的かつ大量に生じた廃棄物で、リサイクルに適さないものを搬入する場合 6 市民団体等が、ボランティアで市の管理地等の清掃を行って生じた廃棄物を搬入する場合 7 鳥獣捕獲等許可申請により交付された許可証若しくは従事者証又は防除実施計画に基づく捕獲従事者証を有する者が、その許可の範囲において、鳥取県東部圏域で捕獲した動物を搬入する場合 <p>なお、減免の届出は事前協議を原則とし（緊急性がある場合を除く。）、減免の程度は個々のケースにより判断する。</p> <p style="text-align: right;">変更日 平成 12 年 12 月 15 日 変更日 平成 23 年 11 月 30 日 変更日 平成 30 年 5 月 29 日</p>			

市環 1 - 1 1

許認可等の内容	許可証の再交付（一般廃棄物処理業）		
根拠法令及び条項	鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第 37 条		
担 当 課	生活環境課	処分権者	市 長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準 市が交付した許可証を当該業者が紛失又はき損した場合、直ちに市長まで届け出るとともに、条例第 32 条第 4 項により、条例施行規則第 20 条で定められた許可期間内においてのみ、再発行を認めることとする。			

市環 1 - 1 2

許認可等の内容	許可証の再交付（浄化槽清掃業）		
根拠法令及び条項	鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第 41 条（第 37 条準用）		
担 当 課	生活環境課	処分権者	市 長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準 「許可証の再交付（一般廃棄物処理業）」の審査基準を準用する。			